**○議長　玉城　勇君**　ただいまから令和４年第２回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　玉城　勇君**　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　玉城　勇君**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって６番　大城勇太議員、７番　大城　勝議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　玉城　勇君**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間と決定しました。

**○議長　玉城　勇君**　これより議案の上程に入りますが、赤嶺正之町長より就任挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議員の皆様、改めましておはようございます。議案の上程の前に議長のお許しがございましたので、一言ご挨拶を申し上げます。私は、このたび町民皆様の一方ならぬご支援とご厚情を賜り、５月９日に南風原町長２期目の就任をさせていただきました。町民皆様、議員の皆様に心から感謝を申し上げます。黄金南風の平和郷、その実現に向けて引き続き南風原町のかじ取りを託されたわけでございますが、継続して町政運営を担えることに感謝をし、その責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。私は、未来へつなぐ愛、夢、安らぎをスローガンに掲げ、平和なまちづくり、教育文化のまちづくり、福祉のまちづくり、豊かなまちづくり、住みよいまちづくり、健康の増進とスポーツ振興、そして町民参加のまちづくり、この７つの政策に重点を置きながら町政を進めてまいります。まずは南風原町の将来のために土地利用の見直しを行います。また、町民皆様の健康増進のためにも町民体育館整備に取り組んでまいります。もちろんこれまで進めてきました教育、福祉に関しましても充実を図っていきたいと考えております。そして今年の10月からは町民皆様にお約束をしておりました子どもの医療費無料化について、高校生まで年齢の拡充を実施いたします。議員各位におかれましては、それぞれの立場もございましょうが、南風原町民の福祉向上、よりよいまちづくりのためにそういう思いは同じでございますので、議会と執行部はよく車の両輪に例えられます。よい緊張感と適度な距離を保ちつつ、お互いの立場を尊重し、安心、安全なまちづくりと町民福祉の向上のため、しっかりと議論をし、町政運営を担ってまいりたい、かように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。結びになりますが、町民皆様の声をしっかりと聞き、町民が主役のまちづくり、南風原町に住んでよかった、これからもずっと住み続けたい、そう思っていただけるような町政運営を進めてまいりまので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、私の就任に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時07分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．議案第25号　南風原町副町長の選任について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第３．議案第25号　南風原町副町長の選任について同意を求める件を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第25号　南風原町副町長の選任について　南風原町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。記　氏名　新垣吉紀、生年月日、住所等は記載のとおりでございます。提案の理由といたしまして、令和４年５月31日付で副町長の国吉真章氏が任期満了になることに伴い、その後任について、上記の者が適任であると思慮し提案するものでございます。次のページに履歴書が添付されてございますので、どうぞお目通しをお願いいたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　提案理由が現副町長の国吉氏が任期満了になるためということでありますけれども、それに伴い新垣さんが適任だと書いてありますけれども、今の副町長は再任は考えられていないということなんですか。今の副町長が任期満了なんだけれども、再任するということがいいのではないかなと思ったりもするんですけれども、その辺はいろいろ理由があるんでしょうけれども、町長としては再任したくないということなんでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　それではただいまのご質問にお答えいたします。国吉副町長の再任は考えないんですかという趣旨のご質疑だと思いますけれども、それも実質的には考えました。考慮に考慮いたしまして、やはり今後の、また後輩育成という観点も考えまして、いろいろと熟慮の上で今回の提案になったということをご理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　町長のおっしゃることはよく分かります。ところで現在の副町長国吉真章さんは、これ以上副町長はできないということなんでしょうか。要するに断ったということなんでしょうか。その辺をお聞きします。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ご質疑のような趣旨ではございません。先ほど答弁したとおり、任期満了に伴いまして次代といいますか、後輩育成も考慮しての提案だというふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第25号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第25号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第25号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第25号　南風原町副町長の選任について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時13分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

　休憩します。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

**日程第４．議案第26号　南風原町教育委員会教育長の任命について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第４．議案第26号　南風原町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第26号　南風原町教育委員会教育長の任命について　南風原町教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。記　氏名　金城邦浩、生年月日、住所等は記載されたとおりでございます。提案の理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の教育長として適任であると思慮し提案するものでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第26号　南風原町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

**日程第５．議案第27号　南風原町教育委員会委員の任命について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第５．議案第27号　南風原町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第27号　南風原町教育委員会委員の任命について　南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。記　氏名　柴山睦子、生年月日、住所は記載のとおりでございます。提案の理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮し提案するものでございます。次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第27号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第27号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第27号　南風原町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定いたしました。

**日程第６．議案第28号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　玉城　勇君**　日程第６．議案第28号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　議案第28号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員期末手当の改定状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第28号資料をお願いいたします。議案第28号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明します。改正理由については、ただいま副町長からあったように、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員期末手当の改定状況を踏まえた上での改正となります。今回の改正は、期末手当の支給割合を0.15月引き下げることにより、期末手当と勤勉手当を合算し年間支給割合を4.45月から4.30月とするものです。また、再任用職員についても、期末手当の支給割合を0.10月引き下げることで、期末手当と勤勉手当を合算すると年間支給割合は2.35月から2.25月となります。また、南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例にて本条例を準用している会計年度任用職員についても、期末手当年間支給割合が2.60月から2．45月に引き下げることとなります。次の２ページをお願いいたします。こちらのほうは一般職、管理職、再任用一般職、再任用管理職、そして会計年度任用職員の現行改定の６月期、12月期合計の支給割合を示した表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上が議案第28号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。７番　大城　勝議員。

**○７番　大城　勝君**　ちょっと教えてください。それぞれのパートで一般職、管理職、それから再任用を通して改正後は減少するわけですが、その減少することによって財政的な変化はどう現れるのか教えてください。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えします。減少については、影響額については職員合計で年間の金額が約1,030万円となります。また会計年度任用職員については約600万円の減額となっております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　３番　岡崎　晋議員。

**○３番　岡崎　晋君**　先ほど総務部長の議案の概要説明の中で、会計年度任用職員については、本条例を準用するとありました。会計年度任用職員に対してはここで説明があるように本条例を準用するというのは、これは全国的なことなんでしょうかということを１つ伺いたい。

　もう一つは、我が南風原町においては最も多い会計年度任用職員、勤務体系がいろいろいると思います。フルタイム、短時間といると思いますが、最も多い会計年度任用職員に対しては今回の改正後は、例えば６か月以上勤務した皆さんには平均幾らほどの支給になるのだろうか。この２つを伺いたいです。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず会計年度任用職員の期末手当の支給についての比率なんですが、おおむね総務省からも同一職同一賃金がうたわれていまして、職員と同等とすることということの通知がありました。それに基づいて全国の市町村ほぼ同様の率となっていますが、やはり市町村によってこの制度改正になったときに、一気に職員並みに引き上げることができないので、段階を経て職員並みにやってくださいというのもありましたので、自治体によってはばらつきがあると思いますが、本町は職員並みの支給をしていまして、それの職員に準じて改正となりますので、会計年度任用職員も今回引き下げの提案となっております。

　また、金額の影響額については、会計年度任用職員については先ほどありましたとおり、勝議員にお答えしましたとおり、職種、人数、勤務形態によって分けて算定をしておらず、会計年度任用職員全体で積算をしておりまして、先ほど答弁したとおり会計年度任用職員全体で約600万円の減額、１人当たりに換算すると約１万8,000円の減額を見込んでおります。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第28号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第28号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第28号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第７．議案第29号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例**

**○議長　玉城　勇君**　日程第７．議案第29号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　議案第29号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第29号資料をお願いいたします。議案第29号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえた上での改正となります。今回の改正は、期末手当の支給割合を0.10月引き下げることにより、年間支給割合を3.35月から3.25月とするものです。下記の表は現行の支給割合、改正後の支給割合を示した表となっておりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第29号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第29号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第29号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第８．議案第30号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例**

**○議長　玉城　勇君**　日程第８．議案第30号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　議案第30号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第30号資料をお願いいたします。議案第30号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえた上での改正となります。今回の改正は、期末手当の支給割合を0.10月引き下げることにより、年間支給割合を3.35月から3.25月とするものです。下記の表は現行の支給割合、改正後の支給割合を示した資料となっておりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第30号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。３番　岡崎　晋議員。

**○３番　岡崎　晋君**　28、29、30とまいりましたが、職員の皆さんに対しては0.15月マイナス、そして会計年度任用職員、そして特別職、議員に対してはマイナス0.10月になっていると思います。この違いの背景は何でしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時35分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。３番　岡崎　晋議員。

**○３番　岡崎　晋君**　それでは質疑を変えて、職員の皆さんは0.15月、それ以外の皆さんはマイナス0.10月、この違いの背景は何でしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず職員の0.15月については、一般職、県の人事委員会勧告、また一般職の国家公務員の給与改定に、法律改正が0.15月となっております。また議員、特別職については特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により0.10月となっていることから、法律に合わせた形の差が出てきているということであります。

**○議長　玉城　勇君**　３番　岡崎　晋議員。

**○３番　岡崎　晋君**　特別職と議員に対しても法律で決められた数字だということなんですか。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　特別職についても法律に準じた比率となっております。

**○議長　玉城　勇君**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第30号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第30号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第９．議案第31号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　玉城　勇君**　日程第９．議案第31号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　議案第31号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、人事院規則の一部を改正、国、県及び県内市町村の状況を考慮し、妊娠・出産・育児等の仕事の両立支援制度を充実させるため、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得緩和及び取得しやすい勤務環境の整備をしたいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第31号資料をお願いいたします。議案第31号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由は、人事院規則の一部改正により、国、県及び県内市町村の状況を考慮し、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度を充実させるため、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得緩和及び取得しやすい勤務環境を整備するための改正となります。

　今回の改正は、１点目に会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和です。これまで会計年度任用職員が育児休業を取得するためには、１年以上の勤務要件が必要でしたが、その要件の撤廃です。２点目は、会計年度任用職員の部分休業の取得要件の緩和です。育児休業同様に、会計年度任用職員が部分休業を取得するためには、１年以上の勤務要件が必要でしたが、その要件の撤廃です。３点目は、職員または配偶者が妊娠し、または出産したことを申し出たときは、その職員に対して育児休業に関する制度の周知や育児休業の意向を確認するための面談等の措置を講ずること。また、育児休業の申出により不利益な取扱いを受けないようにしなければならないことの追加です。４点目は、勤務環境の整備として、育児休業の承認が円滑に行われるよう職員に対する育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずることの追加とその他所要の改正となります。以上が議案第31号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　育児休業の件につきまして、現在の育児休業の取得、これまでの育児休業の取得、男性、女性合わせて数をお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　それではお答えいたします。育児休業取得者につきましては、令和元年度におきまして全体で22人、令和２年度17人、令和３年度18人、令和４年度22人、うち男性の育児休暇取得者につきましては、令和元年度で１人、令和２年度１人、令和３年度３人、令和４年度において１人となっております。すみません、失礼しました。全体の取得者について、令和４年度について22人とお答えしましたが、12人の誤りです。失礼しました。

**○議長　玉城　勇君**　ほかに質疑はありませんか。13番　大城　毅議員。

**○13番　大城　毅君**　それでは幾つかお伺いします。まず今、みゆき議員から先に令和元年以降かな、現年度までの状況が報告されました。私も聞こうと思っていましたけれども、ありがとうございました。これについて数字は報告がございましたが、取得状況というのが県内他の市町村などと比べてどれぐらいの位置にあるのかをまず知りたいということが１点目です。それから今、これは職員の例ですか、それとも説明で行くと会計年度任用職員もこれが取得できるわけですから、そこも含めてなのかそれをちょっと明確にしてもらって、さっきの質問に答えてもらいたいと思います。それから概要説明に書いてあります３点目のことですけれども、制度の周知や意向確認のために面談を執り行うというふうに書いてありますが、これは現在やられていないということなのかどうかですね。むしろ私は、この感覚として取得をしたいというふうに申し出たら、素直に事実を確認すればいいことだと思いますので、わざわざ意向確認をしたりとかということ、むしろ言葉は不適切かもしれませんが、むしろハードルになるんじゃないのかなという思いがあるものだからこれを聞きますが、そういうことがないのかどうかですね。それからその後のほうに不利益な取扱いをしてはいかんと書いてあるわけだから、逆にそうなるんじゃないのかなという心配があってお聞きしました。この点についてお聞かせください。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず、県内の市町村の比較なんですが、現在比較はしておりませんのでお答えできません。今後どんな状況か確認していきたいなと考えております。また、会計年度任用職員の人数については数値を持っていませんが、何名かということで取得の数値は今ございませんが、実績はあります。会計年度任用職員で取得したという実績はありますので。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　先ほど総務課長から答弁があった数値は職員のみですね。会計年度については、確認したところ令和３年度４名の実績があったということです。またここの３点目の改正についてのご質疑ですが、こちらのほうは現在もやっております。総務課の窓口に来たら懇切丁寧に制度を周知すること、取りやすい環境をつなげていますが、今回人事院規則の改正により、さらに充実強化を図っていきたいと考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　13番　大城　毅議員。

**○13番　大城　毅君**　今、会計年度任用職員は令和３年度に３人でしたか……４人ですか。失礼しました。４人……５人ですか、すみません。４人ね。４人と言っている。これは会計年度任用職員が適用されたのはそこからでしたっけ。正確な場所も覚えていないので、それ以前はないんですよね。分かりました。それはじゃあ実績については分かりました。３点目について現在もやっていて、制度について丁寧に説明していますよということで、それは大変いいことだと思いますが、これは利用したいと、活用したいということであった職員に対してそれが行われるわけですよね。その時点で当然変な話、事実確認といいますか、産婦人科からの何とかの文書とかですね、母子手帳かな、何だっけちょっと覚えていませんが。そういったもので確認するということだろうと思いますけれども、丁寧に説明するというのはありがたいことであるわけで、申し出るということはその制度についてある程度学習して、これはぜひ活用して、円滑にこうしたいという意向があってのことだと思うので、これによって申し出る方がお子さんができたということを知って、この制度を活用したいということで申し出る人が増えることが、私は今の改正の目的だろうと思うんですよね。お子さんができたけど、この制度があるのは分かるけど、いろんな事情から利用するのはちょっと見送ろうということを当然考える方もいらっしゃっていいわけで、そういう方々にむしろ、いや、そのほうが全体として、お子さんのことや、ご家庭のことまで物言う立場じゃないかもしれないけれども、そういったことで活用したらいいですよと、促進する立場に立つ条例改正だと思うんですが、その点で３点目が促進することになるというふうに私はちょっと思えないんですよね。そもそも意向を持った人に対して「そうします」ということで言っているわけですから、その点いかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　この該当者の説明はこれまでやっておりまして、それ以外にも職員全体への研修を行い、この制度の周知、また特に男性の職員について取得しやすい環境を整えていくのが主な趣旨となっております。そのために該当職員に限らず、他の職員にも周知をして、この制度を広く周知して取りやすい環境整備を図っていきたいと考えております。

**○議長　玉城　勇君**　13番　大城　毅議員。

**○13番　大城　毅君**　せっかくお答えいただいたんですけれども、活用したいと意向を示しているのに意向を確認するということになっているものだからね、この文言がね。やりたいと言っているんだったらどうぞやってください、ただ相談はどんどん来てくださいよということで、知りたい点については疑問などがあったら幾らでもお答えしますというふうなことであればいいんだが、意向を示しているものに意向を確認するというのはね、ちょっと普通はしないでしょうという意味なのにわざわざ書いてあるものだからね。しかも現状やっている、それを条例に書き込んだということでしょう。ちょっと比較部分は見ていないけど。そこが私はなぜだろうということなんですよ。ちょっとさっきの答弁はそのことに答えていないなと思ったので、改めてお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず、現在やっておりますが、人事院規則の改正により新たに明記したということで、やっていないということではなくて、これまでやっていましたが明記したということでご理解していただきたいと思います。意向を示している職員に対して断ったということもありませんので、ただ人事院規則の改正により、新旧対照表の４ページにありますが、これはなかったことを改めて確認のために明記をしているということでご理解いただきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第31号　南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第10．承認第１号　専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第10．承認第１号　専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　承認第１号　専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については３月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年４月１日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは承認第１号資料をお願いいたします。専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について、概要を説明いたします。令和４年度の税制改正において、感染症の影響による厳しい経済状況の回復や社会環境の変化等に対応した豊かな住生活の実現を図る観点から、地方税法等の改正が行われたことにより、個人住民税や固定資産税における所要の改正と、その他関係法令の改正による関連条項の整備を行いました。

　主な改正内容　１点目、個人住民税　所得税の住宅ローン控除について、適用期限を令和７年12月31日まで４年延長し、省エネ性能の高い認定住宅等は、借入限度額を上乗せするなどの改正が行われました。所得税額から控除しきれなかった額は、限度額の範囲内において個人住民税から控除するため、期間延長等の所要の改正を行いました。施行期日、令和５年１月１日となります。２点目、固定資産税　景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、地価上昇により税額が上がる商業地等の土地について、負担調整措置による税額の上昇幅が、現行は評価額の５％のところ、令和４年度に限り2.5％とする改正を行いました。施行期日、令和４年４月１日となります。３点目、その他　関係法令の改正に伴い、その他条項も所要の整備を行いました。以上が、承認第１号　専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第１号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって承認第１号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第１号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第１号　専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定いたしました。

**日程第11．承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第11．承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については３月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和４年３月31日に公布されたことに伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年４月１日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をしたものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　承認第２号について概要をご説明いたします。承認第２号の資料をご覧ください。南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は、課税限度額の引上げでございます。資料の表をご覧ください。国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額について、基礎課税分を改正前63万円から改正後は65万円、２万円の引上げ、それから後期高齢者支援金等課税分については19万円から20万円に１万円の引上げ。今回、介護納付金課税分については引上げはございません。合計、改正前99万円、改正後102万円、合計３万円の課税限度額の引上げとなります。以上が、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、承認第２号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。７番　大城　勝議員。

**○７番　大城　勝君**　ちょっと教えてください。後期高齢者の支援金と課税分のところで、19万円から20万円になっているんですけれども、この19万円から20万円になったいきさつというか、根拠を。20万円という数値の在り方についてちょっと教えてください。

**○議長　玉城　勇君**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　大城　勝議員のご質疑にお答えします。いきさつとしましては、国が示しました地方税法等の改正に準じて行っております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　７番　大城　勝議員。

**○７番　大城　勝君**　そうしますと、これは地方自治体によっては統一されているということなんですか。南風原はそれに基づいて１万円のアップをしたということで理解していいんですね。

**○議長　玉城　勇君**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　大城　勝議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第２号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって承認第２号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第２号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定いたしました。

**日程第12．承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　玉城　勇君**　日程第12．承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　国吉真章君**　承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町固定資産税課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については３月31日に行っております。専決処分した理由としまして、沖縄振興特別措置法、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、地域再生法第十七条の六の地方公共団体を定める省令が改正され、令和４年３月31日に公布された。同年４月１日施行のため、この省令及び法律改正に伴い、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○議長　玉城　勇君**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは承認第３号の概要を説明いたします。今回の改正の趣旨といたしまして、沖縄振興特別措置法と沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等が改正されたことに伴い、観光地形成促進地域等における課税免除又は不均一課税について、適用期限の延長（２年及び３年）、対象事業者の適用条件として、実施計画を作成し、主務大臣の確認を受けた者とすることを追加する等の改正が行われたことによるものです。

　それでは７ページの新旧対照表をお願いします。１点目に、第２条関連で産業高度化・事業革新促進地域の名称を産業イノベーション促進地域へ改正を行っています。続きまして８ページ目と９ページ目をお願いします。２点目といたしまして、第３条・第４条・第５条関連で観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域及び産業イノベーション促進地域における課税免除について、適用期限を令和４年３月31日から令和７年３月31日に３年間延長し、課税免除の対象事業者の適用条件に、設備投資等に係る各地域の認定・実施設計等を作成し、県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた者に限るを追加する改正を行っています。11ページをお願いします。第７条関係で地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税について、適用期限を令和４年３月31日から令和６年３月31日に２年間延長し、適用要件を（整備計画認定から対象設備の供用開始までの期限）を２年から３年に延長する改正を行っています。４点目に、第２条から第５条及び附則第２項から第６項関係で沖振法及び省令等の改正に伴う条ずれや経過措置など所要の整備を行いました。以上が、承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第３号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。よって承認第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第３号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○議長　玉城　勇君**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定いたしました。

**○議長　玉城　勇君**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　玉城　勇君**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　玉城　勇君**　次に、国吉真章副町長より退任挨拶の申出がありますので、これを許します。ご登壇ください。

〔国吉真章副町長　登壇〕

**○議長　玉城　勇君**　国吉真章副町長、ご挨拶をいただく前に、ささやかなんですけれども、議会より花束を贈呈したいと思います。花束贈呈を浦崎みゆき議員が代表して行います。

〔花束贈呈、拍手〕

**○副町長　国吉真章君**　議長のお許しを得て退任に当たり、この場で挨拶をする機会を与えていただきありがとうございます。そして思いがけず、議員各位、一同から花束を頂戴することができまして、大変うれしく、そして感謝をしております。本当にありがとうございます。私は、５月31日をもって任期満了により副町長の職を退任いたします。昭和56年５月に南風原町役場に奉職以来、南風原町のまちづくり、町民福祉の向上にいささかなりとも寄与できましたのも、議員各位の格段のご厚情とご指導のおかげであり、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。その間40年余にわたり皆様に支えられ、大過なく職務を全うできましたことは感慨深く大変光栄に思っております。私は、平成22年６月に城間俊安前町長の下、副町長に就任させていただき２期８年務め、引き続き赤嶺正之町長の下、４年間、合わせて３期12年にわたり副町長の任に就かせていただきました。特に副町長としての12年間は職員とともに副町長という立場で南風原町の町政運営に携わることができ、貴重な体験をさせていただき、かけがえのない12年間でありました。思い起こせば在職中いろんなことがありました。大方いい思い出でいっぱいであります。その中で忘れ得ぬ、記憶に残る出来事として特に印象深いことの一つに平成14年、15年頃に遡りますが、三位一体改革に端を発し本格的に議論が始まった平成の大合併問題がありました。本町では紆余曲折を経て、町民の皆さんを巻き込んでの議論の末にたどり着いた結論が、合併をしない選択でありました。その後は立案した財政健全化計画に取り組み、職員の協力、議員各位のご理解のおかげで覚悟した課題も乗り越えることができました。その教訓はいまだ記憶に新しいところの国保財政の赤字問題解消を目指して再度策定した財政健全化計画にも役立ち、手本となったところであります。職員の皆さんにはこの先いかなる困難があろうと、これまでの歩みに自信を持ってこれからも赤嶺正之町長を先頭に、他の市町村の目標となるようなまちづくりに取り組んでいただくことを期待いたします。南風原町のさらなる発展と輝かしい未来を願い、今後は微力ながらお役に立てればと思っております。議員各位の今後ますますのご活躍を願い、併せてご健勝とご多幸を心より祈念申し上げ、退任の挨拶といたします。議員の皆さん、長い間お世話になりました。本当に本当にありがとうございました。

〔拍手〕

**○議長　玉城　勇君**　国吉真章副町長におかれましては、町政運営、財政健全化並びに町の発展にご尽力いただきました。長年のご功労に心より感謝の意を表します。誠にお疲れさまでした。ありがとうございました。

〔拍手〕

**○議長　玉城　勇君**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和４年第２回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時19分）